



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価(送料共)1か月2,200円

目次

○ 告示

- 689 生活保護法による医療機関の廃止
(福祉保健総務課)
- 690 介護保険法による指定居宅サービス事業者の指定
(長寿社会推進課)
- 691 介護保険法による指定居宅介護支援事業者の指定
(")
- 692 介護保険法による指定介護老人福祉施設の指定
(")
- 693 介護保険法による介護老人保健施設の許可
(")
- 694 身体障害者福祉法による指定居宅支援事業者の廃止
(障害福祉課)
- 695 身体障害者福祉法による指定居宅支援事業者の指定
(")
- 696 児童福祉法による指定居宅支援事業者の指定
(")
- 697 知的障害者福祉法による指定居宅支援事業者の変更
(")
- 698 身体障害者福祉法による指定医師の辞退

- (")
- 699 大規模小売店舗立地法による岩出町から聴取した意見の概要
(商工振興課)
- 700 保安林の指定
(森林整備課)
- 701 保安林予定森林
(")
- 702 "
(")
- 703 "
(")
- 704 基本測量の終了
(技術調査課)
- 705 "
(")
- 706 基本測量の実施
(")
- 707 急傾斜地崩壊危険区域の指定
(砂防課)
- 708 海岸保全区域の指定
(漁港課)

告 示

和歌山県告示第689号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により指定した医療機関から廃止の届出があったので、同法第55条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成17年4月12日

和歌山県知事 木村良樹

指 定 番 号	申 請 者 の 名 称	主 たる 事 務 所 の 所 在 地	指 定 事 業 所 の 名 称	指 定 事 業 所 の 所 在 地	廃 止 年 月 日
日訪 1-10	社会福祉法人龍神村 社会福祉協議会	日高郡龍神村大字柳瀬 1134	龍神村訪問看護ステーション	日高郡龍神村大字柳瀬 1134	平成 17.3.31

和歌山県告示第690号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法

第78条第1号の規定に基づき公示する。

平成17年4月12日

和歌山県知事 木村良樹

指 定 事 業 者 番 号	氏 名 (法人の場合 にあっては、 申請者の名称)	住 所 (法人の場合に あっては、 主たる事務所 の所在地)	法 人 の 場 合 に あ っ て は 、 代 表 者 の 名 氏	事 業 所 の 名 称	事 業 所 の 所 在 地	サ ー ビ ス の 種 類	指 定 年 月 日
3070104447	有限会社あやめ	和歌山市伊太祁曾 513-2	宮下和崇	訪問入浴サービスあやめ	和歌山市伊太祁曾 513-2	訪問入浴介護	平成 17.4.1
3070104454	有限会社リフレ	和歌山市北島433-6	早田素実	リフレ	和歌山市北島 433-6	訪問介護	平成 17.4.1
3060190448	有限会社心晴	和歌山市鳴神13-29 朝日プラザ606	福島幸子	訪問看護ステーション心晴	和歌山市鳴神 13-29朝日プラ ザ606	訪問看護	平成 17.4.1

3070104470	有限会社ハートケアサービス	和歌山市手平1丁目10-16	北村みつる	有限会社ハートケアサービス	和歌山市新中島155-2ブチハ05102号	訪問介護	平成17.4.1
3070104462	社会福祉法人芦辺会	和歌山市南片原2丁目12	片山悦誠	グループホームあしべ	和歌山市雄松町3丁目19-6	痴呆対応型共同生活介護	平成17.4.1
3070104488	力土建株式会社	和歌山市森小手穂731	川口真史	ヘルパーステーションちから	和歌山市森小手穂731	訪問介護	平成17.4.1
3070104496	有限会社心晴	和歌山市鳴神13-29朝日プラザ606	福島幸子	訪問介護ステーション心晴	和歌山市鳴神13-29朝日プラザ606	訪問介護	平成17.4.1
3071201408	(有)友里園	那賀郡岩出町森236	本田繁樹	デイサービス友里園	那賀郡岩出町森236	通所介護	平成17.4.1
3072500444	有限会社グループホーム開門荘	東牟婁郡熊野川町日足752	須川千代	訪問介護くまのがわ	東牟婁郡熊野川町日足753	訪問介護	平成17.4.1
3071400513	有限会社夢	海南市船尾179	辰己直	ヘルパーステーションかがやき	海南市船尾179	訪問介護	平成17.4.1
3072100542	社会福祉法人紀成福祉会	西牟婁郡大塔村大字鮎川字向越1313	笠原達司	美山の里指定短期入所生活介護事業所	日高郡美山村大字初湯川213-1	短期入所生活介護	平成17.4.1
3072100559	社会福祉法人紀成福祉会	西牟婁郡大塔村大字鮎川字向越1313	笠原達司	グループホームサニーワン	日高郡美山村大字初湯川213-1	痴呆対応型共同生活介護	平成17.4.1
3072100591	社会福祉法人清英会	日高郡みなべ町埴田字勝栄谷1450-1	中谷清一	ホームヘルプサービス虹	日高郡みなべ町埴田字勝栄谷1450-1	訪問介護	平成17.4.1
3072100609	社会福祉法人清英会	日高郡みなべ町埴田字勝栄谷1450-1	中谷清一	デイサービスセンター虹	日高郡みなべ町埴田字勝栄谷1450-1	通所介護	平成17.4.1
3072100617	社会福祉法人清英会	日高郡みなべ町埴田字勝栄谷1450-1	中谷清一	短期入所生活介護虹	日高郡みなべ町埴田字勝栄谷1450-1	短期入所生活介護	平成17.4.1
3072100567	社会福祉法人紀成福祉会	西牟婁郡大塔村大字鮎川字向越1313	笠原達司	美山の里ホームヘルパーステーション	日高郡美山村大字初湯川213-1	訪問介護	平成17.4.1
3072100575	社会福祉法人紀成福祉会	西牟婁郡大塔村大字鮎川字向越1313	笠原達司	デイサービスセンター美山の里	日高郡美山村大字初湯川213-1	通所介護	平成17.4.1
3072300357	株式会社桐本商店	新宮市仲之町3丁目1-5	桐本悟	株式会社桐本商店	新宮市仲之町3丁目1-5	福祉用具貸与	平成17.4.1
3071201416	有限会社とみた	那賀郡岩出町紀泉台432	富田修子	ホームヘルパーステーションとみた	那賀郡岩出町紀泉台432	訪問介護	平成17.4.1
3061290197	有限会社とみた	那賀郡岩出町紀泉台432	富田修子	訪問看護ステーションとみた	那賀郡岩出町紀泉台432	訪問看護	平成17.4.1
3072300365	医療法人要外科内科医院	新宮市井の沢9-10	要明雄	緑ヶ丘デイサービス	新宮市井の沢9-10	通所介護	平成17.4.1
3072200185	社会福祉法人田辺市社会福祉事業団	田辺市たきない町22-1	田中二郎	田辺市高齢者複合福祉施設たきの里	田辺市たきない町22-1	通所介護	平成17.4.1

和歌山県告示第691号

介護保険法(平成9年法律第123号)第46条第1項の規定により指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したの

で、同法第85条第1号の規定に基づき公示する。

平成17年4月12日

和歌山県知事 木村良樹

指定事業者番号	申請者の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日
3070104504	有限会社ハッピーライフ	和歌山市下三毛739-22	南たえこ	ケアプランセンターハッピーライフ	和歌山市金谷206-6	居宅介護支援	平成17.4.1
3071201424	有限会社とみた	那賀郡岩出町紀泉台432	富田修子	居宅介護支援事業所とみた	那賀郡岩出町紀泉台432	居宅介護支援	平成17.4.1

和歌山県告示第692号

介護保険法(平成9年法律第123号)第48条第1項第1号の規定により指定介護老人福祉施設を次のとおり指定し

た。

平成17年4月12日

和歌山県知事 木村良樹

指定事業者番号	氏名 法人にあっては、 申請者の名称	住所 法人にあっては、 主たる事務所の所在地	法人 にあっては、 代表者の氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定員数	指定年月日
3072100583	社会福祉法人紀成福祉会	西牟婁郡大塔村大字 鮎川字向越1313番地	理事長 笠原達司	特別養護老人ホーム 美山の里	日高郡美山村大字 初湯川213番地1	20	平成 17.4.1
3072100625	社会福祉法人清英会	日高郡みなべ町植田 字勝栄谷1450番地1	理事長 中谷清一	特別養護老人ホーム 虹	日高郡みなべ町植田 字勝栄谷1450番地1	50	平成 17.4.1

和歌山県告示第693号

介護保険法(平成9年法律第123号)第94条第1項の規定により介護老人保健施設を次のとおり許可したので、和歌山県指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び介護保険施設の指定等に関する規則(平成11年和歌山県規則第109号)第11条第2項の規定に基づき公示する。

平成17年4月12日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 設置法人名 医療法人 志嗣会
- 2 設置法人住所 和歌山県橋本市神野々877番地の1
- 3 法人の代表者の氏名 秋本登志嗣
- 4 施設名 介護老人保健施設アメニティかつらぎ
- 5 所在地 和歌山県伊都郡かつらぎ町妙寺1847-42
- 6 管理者 三浦穰

- 7 施設規模 入所定員 66人
通所定員 20人
短期入所療養介護実施
- 8 介護保険事業者番号 3051380008
- 9 設置形態 独立型
- 10 開設許可年月日 平成17年4月1日

和歌山県告示第694号

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第17条の20に規定する指定居宅支援事業者の廃止について、次のとおり届出があったので、同法第17条の23第2号に基づき公示する。

平成17年4月12日

和歌山県知事 木村良樹

指定事業所番号	申請者の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
30000100 084122	田辺市	田辺市新屋敷町1番地	脇中孝	田辺市高齢者複合福祉施設たきの里	田辺市たきない町22-1	デイサービス	平成 17.3.31

和歌山県告示第695号

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第17条の17第1項に規定する指定居宅支援事業者を次のとおり指定したので、

で、同法第17条の23第1号に基づき公示する。

平成17年4月12日

和歌山県知事 木村良樹

指定事業所番号	申請者の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日
30000100 084122	社会福祉法人田辺市社会福祉事業団	田辺市たきない町22-1	田中二郎	田辺市高齢者複合福祉施設たきの里	田辺市たきない町22-1	デイサービス	平成 17.4.1
30000100 165129	社会福祉法人山水会	那賀郡粉河町粉河4168	水木佳宣	サンパル身体障害者デイサービスセンター	那賀郡粉河町粉河4171	デイサービス	平成 17.4.1

和歌山県告示第696号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の17第1項に規定する指定居宅支援事業者を次のとおり指定したので、

同法第21条の23第1号に基づき公示する。

平成17年4月12日

和歌山県知事 木村良樹

指定事業所番号	申請者の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日
---------	--------	------------	--------	--------	---------	---------	-------

30000300 148123	社会福祉法人 太陽福祉会	日高郡美浜町和田 1138	出口和雄	通園みらいⅡ	御坊市藺 264-3	デイサービ ス	平成 17.4.1
30000300 149121	社会福祉法人 和歌山つくし 会	和歌山市森小手穂 2-1	川口吉雄	障害児デイサービ ス事業所ももやま	那賀郡桃山町元 785-1	デイサービ ス	平成 17.4.1

和歌山県告示第697号

知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第15条の20の規定に基づく指定居宅支援事業者の変更について、次のとおり届出があったので、同法第15条の23第2号に基づき

公示する。

平成17年4月12日

和歌山県知事 木村良樹

指 定 事 業 所	変 更 事 項	新	旧	変 更 年 月 日
サンバルデイサービス センター	事業所の所在地	那賀郡粉河町粉河4171	那賀郡粉河町粉河4163-2	平成 17.2.7

和歌山県告示第698号

身体障害者福祉法施行令(昭和25年政令第78号)第3条第2項の規定により、次のとおり身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項の指定を受けた医師から

指定の辞退の届出があった。

平成17年4月12日

和歌山県知事 木村良樹

指 定 医 師 名	診 療 科 目	医 療 機 関 名	医 療 機 関 の 所 在 地	辞 退 年 月 日
笠原洋	消化器外科	那賀リハビリテーションクリニック	那賀郡貴志川町丸栖1423-3	平成 17.1.31
富吉浩雅	内科	赤ひげ療養所	那賀郡貴志川町丸栖1421-1	平成 17.2.28
谷口泉	泌尿器科	谷口病院	海南市日方328	平成 17.3.18
村木正人	呼吸器内科	橋本市民病院	橋本市小峰台2-8-1	平成 17.3.31
渡辺俊幸	泌尿器科	橋本市民病院	橋本市小峰台2-8-1	平成 17.3.31

和歌山県告示第699号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項の規定により岩出町から聴取した意見の概要について、同法第8条第3項の規定により公告する。

平成17年4月12日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
オークワ岩出西店
和歌山県那賀郡岩出町中黒641-1

2 意見の概要

近隣へ支障を来す事がないように駐車場の利用状況を常に把握するとともに、近隣への支障等を予測された場合は事前に対処すること。

- 3 和歌山県商工労働部商工政策局商工振興課(和歌山市小松原通一丁目1番地)
那賀振興局県民行政部地域行政課(和歌山県那賀郡岩出町高塚209)

岩出町農林経済課(和歌山県那賀郡岩出町西野209)

4 意見の縦覧期間及び縦覧できる時間帯

縦覧期間 平成17年4月12日から平成17年5月12日まで
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第700号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成17年4月12日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 保安林の所在場所 東牟婁郡那智勝浦町大字高遠井字鍵畑384、385、大字長井字廣瀬997から999まで、字日裏谷1064から1066まで、字杉尾1090、字セゼボケ1091、字奥持1092の1、1092の2、字兵ヶ谷1093の1から1093の5まで、1093の7、字ダコノ谷1094の1、1094の2、字出谷灰町1095の1、1095の2、字横洞1096の1、1096の2、大字中里字原見ノ谷1501、1510の1

2 指定の目的 水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県庁及び東牟婁振興局並びに那智勝浦町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第701号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2第1項の規定により告示する。

平成17年4月12日

和歌山県知事 木村良樹

1 保安林予定森林の所在場所 有田郡広川町大字下津木字大幸1632、1633の1、1648の1、1648の2、1649の1、1650の1、字平瀬1710の1、1711から1716まで、1718の1、1718の2、1720の1、1728の1

2 指定の目的 水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字平瀬1713(次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び有田振興局並びに広川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第702号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2第1項の規定により告示する。

平成17年4月12日

和歌山県知事 木村良樹

1 保安林予定森林の所在場所 東牟婁郡那智勝浦町大字高野字下地63、63の1

2 指定の目的 水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県庁及び東牟婁振興局並びに那智勝浦町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第703号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2第1項の規定により告示する。

平成17年4月12日

和歌山県知事 木村良樹

1 保安林予定森林の所在場所 東牟婁郡古座川町檜山字松ゴウレ390

2 指定の目的 水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県庁及び東牟婁振興局並びに古座川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第704号

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第2項の規定に基づき国土地理院長から基本測量を終了する旨通知があったので、次のとおり公示する。

平成17年4月12日

和歌山県知事 木村良樹

1 作業の種類 基本測量(基準点測量)

- 2 作業期間 平成16年5月10日から平成17年3月18日まで
- 3 作業地域 和歌山市、橋本市、有田市
海草郡美里町
伊都郡高野町
有田郡金屋町
日高郡川辺町
西牟婁郡大塔村
東牟婁郡本宮町

き国土交通省国土地理院長から基本測量を実施する旨通知があったので、次のとおり公示する。

平成17年4月12日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 作業の種類 基本測量(1:25,000地形図修正測量)
- 2 作業期間 平成17年4月5日から平成18年3月24日まで
- 3 作業地域 県内全域

和歌山県告示第705号

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第2項の規定に基づき国土地理院長から基本測量を終了する旨通知があったので、次のとおり公示する。

平成17年4月12日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 作業の種類 基本測量(1:25,000地形図修正測量)
- 2 作業期間 平成16年4月15日から平成17年3月25日まで
- 3 作業地域 県内全域

和歌山県告示第707号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

平成17年4月12日

和歌山県知事 木村良樹

古垣内地区急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から4号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱4号を結んだ線に囲まれた区域、並びに標柱5号から標柱12号を順次結んだ線及び標柱5号と標柱12号を結んだ区域。この場合において、各標柱を結んだ線は直線とする。

和歌山県告示第706号

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第1項の規定に基づ

標柱を設置した地番

標柱番号	郡市	町村	大字	字	地番	備考
1号	日高郡	みなべ町	東神野川	中安平	618	
2号	"	"	"	"	627	
3号	"	"	"	"	625-1	
4号	"	"	"	"	597	
5号	"	"	"	古垣内	535-1	
6号	"	"	"	中安平	623-1	
7号	"	"	"	古垣内	542-1	
8号	"	"	"	曇田	456	
9号	"	"	"	"	456	
10号	"	"	"	"	417	
11号	"	"	"	古垣内	499-1	
12号	"	"	"	"	515	

和歌山県告示第708号

海岸法(昭和31年法律第101号)第3条第1項の規定により、海岸保全区域を次のとおり指定し、平成3年和歌山県告示第374号(海岸保全区域の指定)は、廃止する。

平成17年4月12日

和歌山県知事 木村良樹

海岸の名称

和歌山県熊野灘沿岸那智漁港海岸

(1) 指定場所

和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字浜ノ宮字下モ墓前地内及び地先

(2) 点の位置

基点1 和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字浜ノ宮字下モ墓前145-1番地先に設置された標柱

基点2 基点1から21度00分の線上383メートルの地点

基点3 基点2から90度00分の線上149メートルの地点

補助点1' 基点1から116度00分の線上300メートルのところ

補助点2' 基点3から159度00分の線上340メートルの
ところ

(3) 指定区域

基点1、2、3、補助点2'、1' 及び基点1の各点を順次結
んだ線により囲まれた区域